

南陽市犯罪被害者等見舞金のご案内

犯罪の被害にあわれた方へ

犯罪被害の状況に応じて見舞金を支給します

◆令和6年8月1日以降に発生した犯罪行為による被害が対象です。

遺族見舞金 犯罪行為により亡くなられた方のご遺族 30万円 【※1】

重傷病見舞金 犯罪行為により重傷病を負われた方 10万円 【※2】

【※1】 配偶者(事実婚関係や山形県の「パートナーシップ宣言制度」に基づきパートナーシップを形成していた方を含む)、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹

【※2】 療養期間が1か月以上、かつ、医師に下記の診断をされた方
〈身体的な負傷・疾病の場合〉3日以上入院
〈精神疾患の場合〉3日以上労務に服することができない

対象となる犯罪

人の生命または身体を害する罪に当たる行為、かつ、警察に被害が認知された犯罪行為

住 所 要 件

犯罪被害の原因となった犯罪行為が行われたときに、市内に住所があること

申 請 期 限

犯罪被害を知った日から2年以内又は、発生した日から7年以内

◆やむを得ない理由が認められる場合は、その理由がなくなった日から6か月以内

詳しくはお問い合わせください

南陽市 市民課 生活係

電話:0238-40-8255 Eメール:shimin2@city.nanyo.yamagata.jp

見舞金制度の主な Q&A

Q 対象となる「犯罪行為」は具体的にはどのようなものですか。

A 日本国内において発生したもので、主な犯罪行為として、**殺人、強盗致傷、傷害、強制わいせつ**などが想定されます。
なお、過失による行為は対象外のため、交通事故は一部(危険運転致死傷等)を除き含まれません。

Q 遺族見舞金の支給対象となる遺族が複数人いる場合はどうなりますか。

A 遺族見舞金は**第1順位のご遺族**に対して支給されます。

【遺族の範囲及び順位】○内の数字は支給を受けられる遺族の順位

1 配偶者①

◆事実婚関係や山形県の「パートナーシップ宣言制度」に基づきパートナーシップを形成していた方含む

2 犯罪被害者の収入により生計を維持していた子②、父母③、孫④、祖父母⑤、兄弟姉妹⑥

3 上記2に該当しない

子⑦、父母⑧、孫⑨、祖父母⑩、兄弟姉妹⑪

Q 見舞金の支給対象外となる場合はありますか。

A 被害者や犯罪被害にあわれた方が以下に該当する場合は対象外となります。

- 被害者と加害者との間に夫婦、直系血族、3親等以内の親族関係がある場合
- 犯罪行為を誘発した場合や、被害者にもその責めに帰すべき行為があった場合
- 見舞金を支給することが社会通念上適切でないと認められる場合
- 暴力団員等又は暴力団を利するおそれがある者に該当する場合
- 犯罪被害者が、当該犯罪行為を容認していた場合

南陽市ホームページもご覧ください。

南陽市 犯罪被害者等見舞金

検索

